

福島第二原子力発電所 1号機の安全確保に係る取組状況について

平成19年12月21日

東京電力(株)福島第二原子力発電所1号機(以下「当該機」という。)は、平成19年9月24日から平成19年12月下旬までの予定で原子炉を停止し、第19回定期検査(定期事業者検査)を実施している。この間、県は、事業者から、安全確保協定に基づく通報連絡等により、適宜、報告を受け、立地町とともに当該機の安全確保に関する取組状況を確認してきた。その結果は、以下のとおりである。

当該機においては、今停止期間中に、制御棒駆動水圧系配管等のステンレス配管の点検、タービン系配管の配管肉厚測定等を計画的に実施するとともに、ジェットポンプリテーナ撤去工事等、トラブル再発防止、予防保全の取組みが進められ、不適合情報の公開等、情報公開への努力も積み重ねてきている。

一方、当該機の停止期間中の不適合の発生状況を見ると、前回定期検査停止期間に比較してもほぼ同件数の不適合事象が発生しており、水の漏えいが3件発生しているなど、ヒューマンエラーに起因すると見られるトラブルも依然として多い。不適合の情報公開、根本原因の分析等の成果を不適合事象の減少に導いていくためには、なお一層の工夫と努力が求められる。県としては、引き続き、その取組状況等について確認していくこととする。

今後、当該機においては、起動試験の各段階の確認作業等を慎重に進めていくとともに、引き続き、一層の安全性と信頼性の向上の観点に立った点検、補修等、安全・安心対策を、立地地域を始め県民の目に見える形で一つひとつ着実に、かつ継続的に実施し、信頼回復に向けた努力を積み重ね、その実績を結果として示していくことが求められる。

また、事業者においては、7月16日に発生した新潟県中越沖地震による柏崎刈羽原子力発電所の事態を踏まえ、「自衛消防体制の強化」及び「迅速かつ厳格な事故報告体制の構築」について改善計画を策定し、取組みを進めてきているが、柏崎刈羽原子力発電所において地震発生に伴い発生した不適合や運営管理上の問題点の検討も進んでおり、早急に水平展開の要否の検討を行い、着手できるところから速やかに対策を講じていくことが必要である。

さらに、海域、陸域等の追加の地質調査においても予断を持たずに取り組み、最新の知見を適切に反映した耐震安全性の再評価を早急を実施するなど、原子力発電所の総合的な耐震安全性確保・向上の取組みを一層強化することが強く求められる。

県としては、今後とも立地自治体としての立場で、立地地域はもとより、県民の安全・安心が一体的に確保されるよう、慎重かつ確実に対応していくこととする。